

平成30年4月6日

第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の
開設に関する計画の認定について
(平成30年4月6日 諮問第11号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(芦田課長補佐、乾係長)

電話：03-5253-5893

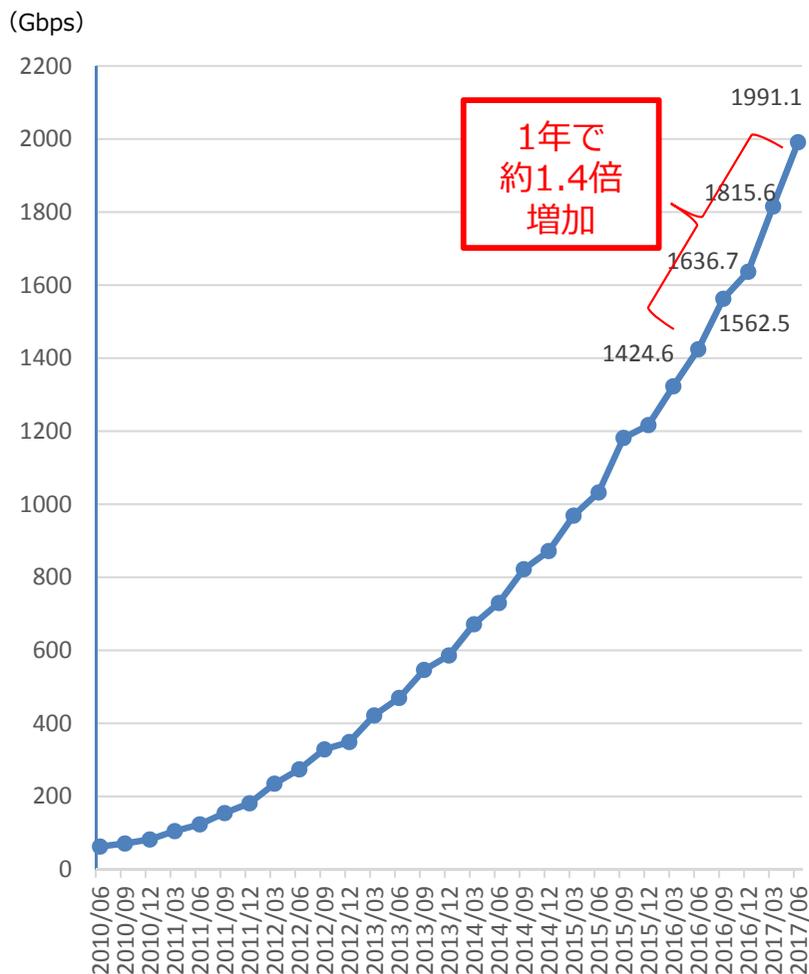
第4世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設計画の認定について

平成30年4月
総合通信基盤局

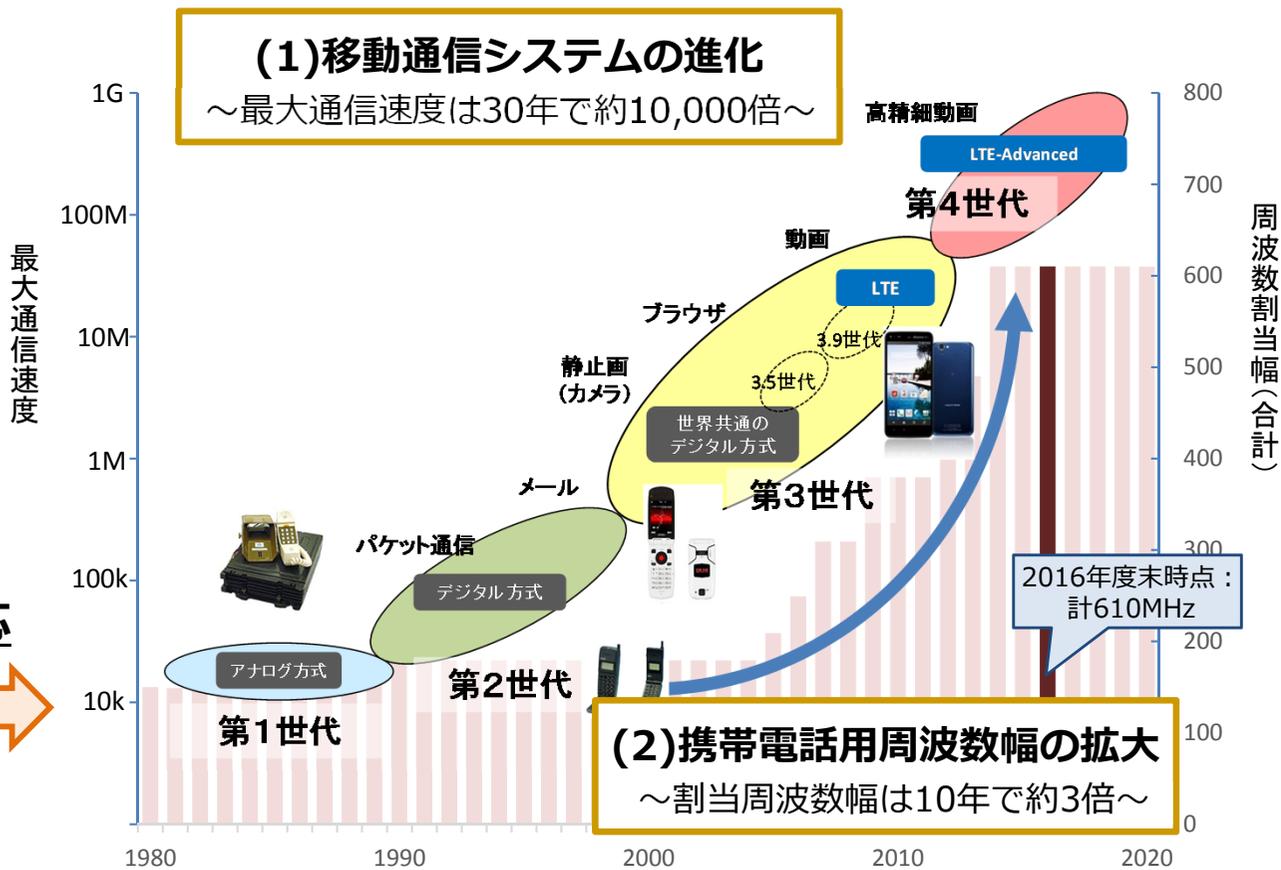
携帯電話用周波数確保の基本的考え方

増大し続ける移動通信トラフィックに対応して、移動通信システムの進化とともに、速やかに割当周波数幅の拡大を図ることが不可欠。

移動通信トラフィックの推移

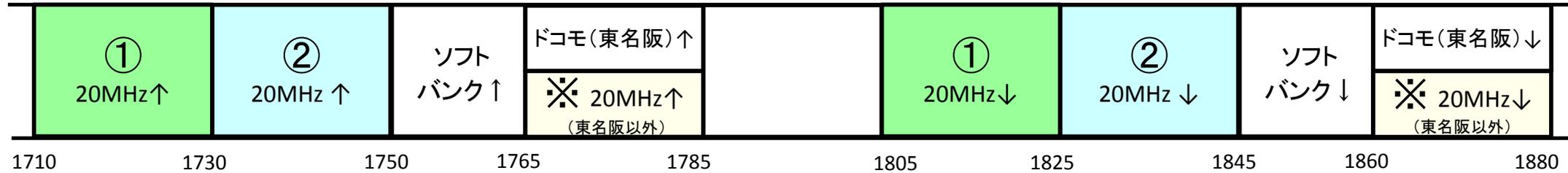


対応



1.7GHz帯及び3.4GHz帯の割当枠

【1.7GHz帯】



【3.4GHz帯】



- 申請者は、
 - (1) 希望するバンド(1.7GHz帯(全国バンド)、3.4GHz帯(全国バンド)、その他1.7GHz帯の東名阪以外バンド)
 - (2) 希望する周波数帯(1.7GHz帯(全国バンド)[①②]、3.4GHz帯(全国バンド)[③④]のみ)について、それぞれ順位を付して申請。
- 申請者が第一順位としたバンドから順次審査を行い、割当てを実施。

特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について

※ 申請受付期間：平成30年1月26日（金）～同年2月26日（月）

<申請者(50音順)>

※ 代表者名は申請時点のもの。

○株式会社NTTドコモ(代表取締役社長 吉澤 和弘)

○KDDI株式会社(代表取締役社長 田中 孝司)

／沖縄セルラー電話株式会社(代表取締役社長 湯淺 英雄)

※ KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の規定に基づき、1の申請とみなして、審査を行う。

○ソフトバンク株式会社(代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙)

○楽天モバイルネットワーク株式会社(代表取締役社長 山田 善久)

申請者(50音順)	NTTドコモ	KDDI/ 沖縄セルラー電話	ソフトバンク	楽天モバイル ネットワーク
第1希望	・ 3.4GHz帯 ①3.440～3.480MHz ②3,400～3,440MHz	・ 1.7GHz帯 ①1.805～1.825MHz ②1,825～1,845MHz	・ 3.4GHz帯 ①3.400～3.440MHz ②3,440～3,480MHz	・ 1.7GHz帯 ①1.825～1.845MHz ②1,805～1,825MHz
第2希望	・ 1.7GHz帯 ①1,805～1,825MHz ②1,825～1,845MHz	・ 3.4GHz帯 ①3,400～3,440MHz ②3,440～3,480MHz	・ 1.7GHz帯 ①1,825～1,845MHz ②1,805～1,825MHz	—

※1.7GHz帯の東名阪以外バンドについては、申請なし。

開設指針の概要

1. 特定基地局の範囲

第4世代移動通信システム(1.7GHz:FDD方式、3.4GHz:TDD方式)の基地局及び陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。

2. 使用する周波数

- ・ 全国の区域において、1,805MHzを超え1,845MHz以下の周波数(1.7GHz帯全国バンド)
- ・ 全国の区域において、3,400MHzを超え3,480MHz以下の周波数(3.4GHz帯全国バンド)
- ・ 東名阪以外の区域において、1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数(1.7GHz帯東名阪以外バンド)

3. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

空間分割多重方式(MIMO)、256QAM、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

4. 終了促進措置に関する事項

- (1) 認定開設者は、1,710MHzを超え1,850MHz以下(1.7GHz帯)、3,400MHzを超え3,456MHz以下(3.4GHz帯)の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日(1.7GHz帯:平成37年3月31日、3.4GHz帯:平成34年11月30日)前に終了させるため、終了促進措置を実施。
- (2) 移行先周波数^(※1)を使用する無線局の開設等に係る費用を認定開設者が連帯して負担。
 - ※1 1.7GHz:4,500MHzを超え4,800MHz以下の周波数その他現に公共業務用無線局が使用している周波数、3.4GHz:5,850MHzを超え5,925MHz以下、6,570MHzを超え7,125MHz以下、7,425MHzを超え7,750MHz以下の周波数その他現に放送事業用無線局が使用している周波数
- (3) 認定開設者は、移行先周波数を使用する無線局の無線設備等の取得費用、工事費用、事業継続費用を負担。
- (4) 終了促進措置に係る費用は、認定開設者の数^(※2)で案分して負担する。

※2 1.7GHz帯については、全国バンド認定開設者①:全国バンド認定開設者

②:東名阪以外バンド認定開設者=1:1:0.8の比率で案分する。

- (5) 認定開設者は、既存免許人との協議等に関する事項^(※3)及び実施の透明性の確保を図るための事項^(※4)等を遵守すること。

※3 他の認定開設者・既存免許人との合意、既存免許人への実施手順の周知

※4 他の申請者・既存免許人との事前協議の禁止、合意内容の総務大臣への提出・公表、費用負担の公正への配慮、実施状況の四半期ごとの総務大臣への報告

- (6) 総務大臣は、終了促進措置の実施状況を確認し、その概要を公表すること。

5. 認定開設者の義務

- (1) 認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- (2) 総務大臣は、(1)の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、その結果の概要をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3) 認定開設者は、他の既存事業者への事業譲渡等をしてはならない。
- (4) 既存の免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための具体的な措置を講じなければならない。
- (5) 3.4GHz帯全国バンド認定開設者は、任意の10ミリ秒における送信時間や送信時刻などTDDの運用に必要な事項について、あらかじめ他の認定開設者等と協議し、合意した上で、合意した事項を実施しなければならない。
- (6) 3.4GHz帯全国バンド認定開設者は、宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがあることを周知させるとともに、当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口の設置等について他の認定開設者等と協議し、合意した上で、合意した事項を共同して実施しなければならない。

- 以下の事項及び前ページに記載の開設指針の規定に全て適合していること。

①	人口カバー率の基準(1.7GHz帯:8年後に80%、3.4GHz帯:5年後に50%)を満たすものであること
②	基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること
③	電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画を有すること
④	基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること
⑤	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(10年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること
⑥	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
⑦	既存無線局の周波数移行に最低限必要な金額を確保できること(1.7GHz帯:1,950億円、3.4GHz帯:110億円)
⑧	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による基地局の利用を促進するための計画を有していること
⑨	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、多様な料金設定を行う計画を有すること
⑩	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ、事業譲渡等をしないこと

絶対審査基準の審査結果

審査項目	3.4GHz帯		1.7GHz帯	
	NTTドコモ	ソフトバンク	KDDI/沖縄セルラー電話	楽天モバイルネットワーク
① 人口カバー率(※1)	60.1%	60.3%	95.1%	96.0%
② 基地局設置場所の確保等 [基地局数(H40年度末)]	既設基地局への併設等 [10,220局]	同左 [23,167局]	同左 [30,694局]	原則、自社で新設 [27,397局]
③ 技術要員の確保	現行サービス要員で対応 [保守要員:自社・約2,600名、 子会社・約3,000名(H30.2)]	同左 [保守要員:自社・427名、委託 先・563名(H30.2)]	同左 [保守要員:自社・510名、委託 先・23社(H30.2)]	サービス開始までに配置し、 その後追加予定 [保守要員:474名(H38年度末)]
④ 安全・信頼性の確保	・通信経路の冗長化等 [車載型基地局78台(H30.2)]	同左 [車載型基地局100台、可搬型 基地局200台(H30.2)]	同左 [車載型基地局29台(H30.2)、 可搬型基地局40台(H30年度末)]	同左 [車載型基地局37台、可搬型 基地局70台(H30年度末)]
⑤ 財務的基礎(10年間で単 年度黒字を達成)	・電気通信事業等からの資 金収支により調達 ・H30年度から毎年度黒字 [設備投資額:約865億円]	同左 [設備投資額:約858億円]	同左 [設備投資額:約2,479億円]	・親会社出資(2,000億円)、銀 行借入(4,300億円)等 ・H35年度から毎年度黒字 [設備投資額:約5,263億円]
⑥ 法令遵守、個人情報保 護及び利用者利益保護	・社内規程の整備、社内 研修実施	同左	同左	同左
⑦ 周波数移行費用の確保 (※2)	620億円	620億円	2,110億円	2,110億円
⑧ MVNOの促進	MVNO向けプラン設定済 [契約数見込:2,300万(H37)]	同左 [契約数見込:469万(H40)]	同左 [契約数見込:1,758万(H40)]	H32年度プラン設定予定 [契約数見込:185万(H40)]
⑨ 多様な料金設定	・複数の定額プラン提供	同左	同左	・小容量プランに加え、大容 量プラン・法人向けプランを 追加予定
⑩ 既存移動通信事業者 へ事業譲渡等をしないこと	遵守する旨記載	同左	同左	同左

※1 3.4GHz帯:5年後に50%以上、1.7GHz帯:8年後に80%

※2 下限額(1.7GHz帯:1,950億円、3.4GHz帯:110億円)を確保できること。

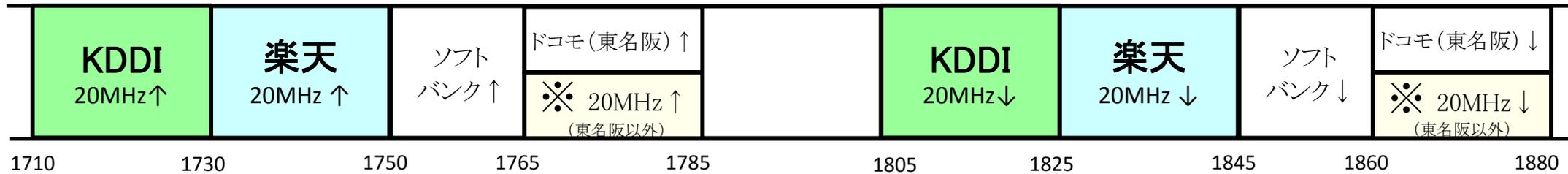
1.7GHz帯及び3.4GHz帯の割当結果

いずれの申請者も絶対審査基準(最低限満たすべき基準)の各項目に適合している。



各申請者の第一希望のバンド・周波数帯に重複がないことから、以下のとおり割り当てることとする。

【1.7GHz帯】



【3.4GHz帯】



認定における条件の付与について

開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付することとする。

- 1 第4世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に努めること。
- 2 停電やふくそうに対する対策や通信障害の発生防止をはじめ、電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。
- 3 周波数の割当てを受けていない者に対する、電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。
- 4 携帯電話の利用ニーズに対応した多様で使いやすい料金設定を行うよう努めること。
- 5 終了促進措置の実施に関して、対象免許人との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。
- 6 携帯電話が国民にとって重要な生活手段になっていることに鑑み、携帯電話不感地域における基地局の着実な開設を進めること。

(以下、楽天モバイルネットワークのみに付与される条件)

- 7 他の既存事業者のネットワークを利用する場合においても、携帯電話事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図るという原則に留意すること。
- 8 特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築に一層努めること。
- 9 特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、無線従事者など必要な技術要員を確実に確保、配置すること。
- 10 競争に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資及び安定的なサービス提供のために必要となる資金の確保その他財務の健全性に留意すること。

平成 30 年 4 月 6 日

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正について
(平成 30 年 4 月 6 日 諮問第 12 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(日高課長補佐、元廣係長)

電話：03-5253-5810

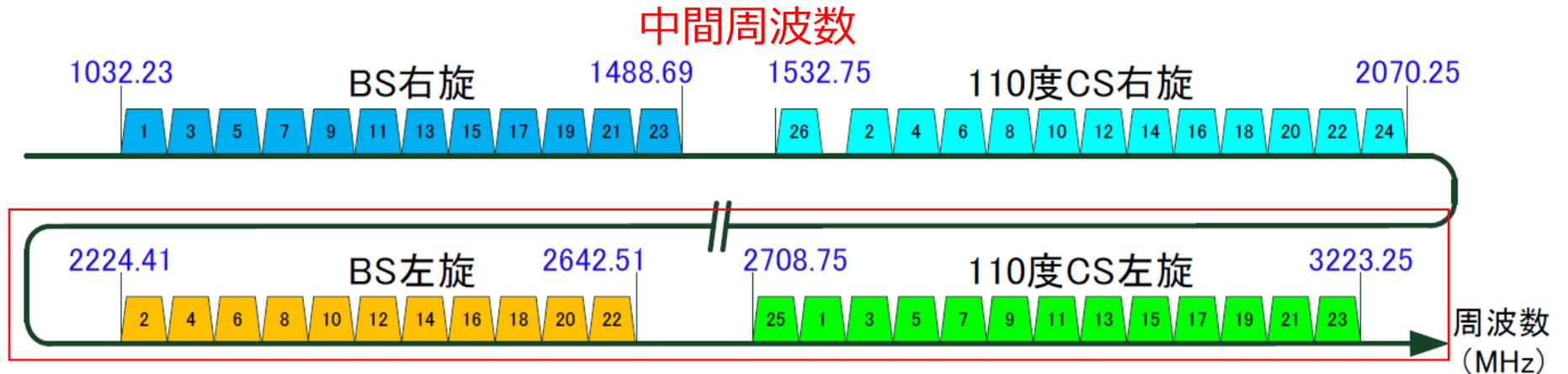
4K・8K実用放送の再放送等を行うための制度整備 (左旋円偏波利用のための中間周波数の追加)

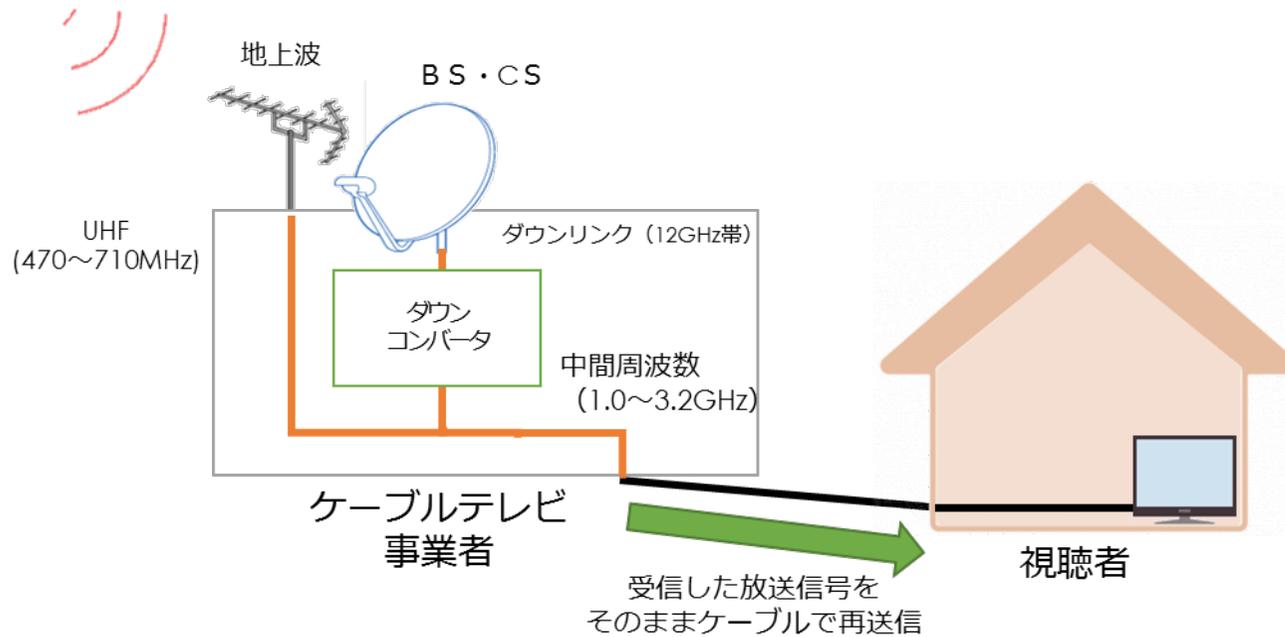
現状

- 地上基幹放送及び衛星基幹放送等以外の一般放送を有線により行うケーブルテレビ事業者は、そのサービスの一環として、衛星放送等の再放送を実施している。
- 衛星放送(BS及び東経110度CSによる放送)は、衛星より送信された12GHz帯の電波を各建物に設置されているアンテナで受信し、同軸ケーブルによる伝送に適した中間周波数に変換した後、各戸や宅内の各部屋のテレビ用壁面端子まで伝送されている。
- 有線一般放送においても同様に、衛星より送信された12GHz帯の電波をケーブルテレビ事業者のアンテナで受信し、中間周波数に変換した後、各加入者の建物等までケーブルで伝送することにより、衛星放送の再放送を行っている。
- 有線一般放送においては、右旋円偏波を利用した衛星放送の再放送を行うために、「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」にて、搬送波の周波数として(1.0~2.1GHz(衛星放送の中間周波数と同一))を規定している。

制度整備の概要

- 従来の右旋円偏波を用いた衛星放送の中間周波数は、1.0~2.1GHzであったが、平成30年12月から開始される衛星による左旋円偏波を利用した4K・8K実用放送の中間周波数は2.2~3.2GHzとなる。
- 本件は、左旋円偏波を利用した4K・8K実用放送について、ケーブルテレビ事業者が再放送を行えるよう、中間周波数(2.2~3.2GHz(衛星放送の中間周波数と同一))を搬送波の周波数として追加するとともに、中間周波数へ変換するための局部発振周波数(衛星放送の局部発振周波数と同一)の追加等を行うものである。
- なお、左旋円偏波を利用した衛星放送の中間周波数追加については、平成26年12月の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会報告において、今後の検討課題とされていたが、その後、ARIB等においてケーブルテレビとの関係も考慮された技術的な検討が行われ、平成27年3月に規格化された。また、平成29年9月に4K・8K放送を行うための放送衛星の打上げが成功した。
- これらを踏まえ、平成30年2月に情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、中間周波数の追加等について報告及び確認されたことから、所要の制度整備を行うものである。





パススルー伝送方式	
周波数	<ul style="list-style-type: none">・地上波【6MHz/チャンネル】 : UHF (470~710MHz)・衛星放送【34.5MHz/チャンネル】 (FTTHのみ) :<ul style="list-style-type: none">BS/CS 110°右旋中間周波数 (1.0~2.1GHz)左旋中間周波数 (2.2~3.2GHz) <p>4K・8K</p>



新4K8K衛星放送の視聴には、対応のチューナ等が必要

平成30年4月6日

東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について
(平成30年4月6日 諮問第13号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(安倍係長)

電話：03-5253-5799

東経 110 度 C S 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について

1 背景

総務省では、平成 26 年 2 月から「4K・8K ロードマップに関するフォローアップ会合」（座長：伊東 晋 東京理科大学工学部教授）を開催し、平成 27 年 7 月に「4K・8K ロードマップに関するフォローアップ会合 第二次中間報告」が取りまとめられ、当該第二次中間報告では、東経 110 度 C S 放送における衛星基幹放送の高画質化について、本年 12 月から開始される 4K・8K の推進と並行して、関係者が取り組むべき旨が提言されている。

また、その後も、多くの衛星放送事業者及び一般社団法人衛星放送協会から、当該衛星基幹放送における高画質化の早期実現に関する要望が示されるとともに、必要な技術的検証等の取組がなされてきている。

総務省では、これらを踏まえ東経 110 度 C S 放送における衛星基幹放送の高画質化を推進するため、必要な制度整備を行い、平成 29 年 9 月 22 日から同年 10 月 23 日までの間、東経 110 度 C S 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定申請を受け付けたところ、以下のとおり申請があった。

14 者（21 番組）

- ・ H D T V 番組を希望する申請：12 者（17 番組）
- ・ S D T V 番組を希望する申請：4 者（4 番組）

2 審査の結果

I 絶対審査

株式会社囲碁将棋チャンネル等 14 者（21 番組）の申請番組については、13 者（20 番組）が、

- ① 放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 93 条第 1 項

- ② 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成 27 年総務省令第 26 号）第 8 条
- ③ 基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）第 2
- ④ 放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号。以下「審査基準」という。）第 6 条及び別紙 2

の各規定（以下「絶対審査基準」という。）に適合するものと認められた。また、1 者（1 番組）が、法第 93 条第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に適合しないものと認められることから、当該 1 者（1 番組）の申請番組の認定を拒否することとした。

この結果、絶対審査基準に適合した申請番組に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準第 7 条及び別紙 3 の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

Ⅱ 比較審査

絶対審査基準に適合した 13 者（20 番組）の申請番組（HDTV 番組 11 者（16 番組）、SDTV 番組 4 者（4 番組）を対象に、以下のとおり比較審査を行うこととなった。

（1）第一次比較審査（審査基準別紙 3「2」）

審査基準別紙 3「2」の規定により、4 つの審査項目のいずれにも適合していると認められる申請番組を優先することとした。審査の結果、絶対審査基準に適合した全ての申請番組は、4 つの審査項目のいずれにも適合しており、全ての申請番組が優先されることとなった。

（2）第二次比較審査（審査基準別紙 3「3」及び「6」）

① 既存の SDTV 番組の HD 化（12 スロットに限る）に係る審査（返上するスロット数が 12 以上）

審査基準別紙 3「6」(1)の規定により、既存の放送番組の廃止等により 12 スロット以上の周波数を返上して既存の放送番組の HD 化を希望する 4 者（6 番組）の申請番組を優先して、認定することとした。

② 既存の SDTV 番組の HD 化（12 スロットに限る）に係る審査（返上するスロット数が 12 未満）

上記①の審査により 4 者（6 番組）の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があつたため、審査基準別紙 3「6」(2)の規定により、上記①の認定後の残りの周波数（上記①の認定に伴い返上された周波数を含む。）及び②の審査を経て認定されること

により新たに返上される周波数を対象に、既存の放送番組の廃止等により 12 スロット未満の周波数を返上して既存の放送番組のHD化を希望する 6 者（7 番組）の申請番組を優先して、審査を行った。審査の結果、当該 6 者（7 番組）の申請番組を認定することとした。

③ 新規のHDTV番組（12 スロットに限る）の審査

上記②の審査により 6 者（7 番組）の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があったため、審査基準別紙 3「6」(3)の規定により、上記②の認定後の残りの周波数（上記②の認定に伴い返上された周波数を含む。）を対象に、新たにHDTV番組を希望する 3 者（3 番組）の申請番組を優先して、審査基準別紙 3「3」の規定に基づく比較審査を行った（別紙 3 参照）。審査の結果、2 者（2 番組）の申請番組を認定することとし、1 者（1 番組）の申請番組の認定を拒否することとした。

④ 既存のSDTV番組の高画質化（6 スロットに限る）に係る審査

なおSDTV番組に指定することのできる周波数があったため、残りの周波数及び本号の審査を経て認定されることにより新たに返上される周波数を対象に、審査基準別紙 3「6」(4)の規定に定められる順序により、審査を行った。審査の結果、既存のSDTV番組の画質向上を目的とする 1 者（1 番組）の申請番組を認定することとした。

⑤ その他の申請に係る審査

上記①から④までの審査を終えた段階で指定することのできる周波数がなくなったことから、残る 1 者（1 番組）の申請番組の認定を拒否することとした。

なお、認定等に係る申請番組については、別紙 1 及び別紙 2 を参照。

3 今後の予定

番組の配列等について、基幹放送局提供事業者等と調整の上、調整が完了次第、5 月頃目途で認定。

認定することが適当と認められた申請番組【HDTV15番組(11者)】

番組名等		申請者名
アニメシアターX (A T-X) (HDTV) 12スロット	*	株式会社インタラクティブィ (代表取締役社長 長谷 一郎)
チャンネル銀河 歴史ドラマ・ サスペンス・日本のうた (HDTV) 12スロット	*	
ヒストリーチャンネル (HDTV) 12スロット	*	
Mnet (HDTV) 12スロット	【新規】	株式会社サテライト・サービス (代表取締役社長 清水 賢治)
スペースシャワーTV (HDTV) 12スロット	*	
チャンネルNECO (HDTV) 12スロット	**	株式会社CS日本 (代表取締役社長 戸恒 直)
MONDO TV (HDTV) 12スロット	**	
ディズニージュニア (HDTV) 12スロット	*	株式会社シーエス・ワンテン (代表取締役社長 福田 泉)
TBSニュースバード (HDTV) 12スロット	**	株式会社シー・ティ・ビー・エス (代表取締役社長 渡部 敏雄)
衛星劇場 (HDTV) 12スロット	**	松竹ブロードキャスティング株式会社 (代表取締役社長 井田 寛)
FOX (HDTV) 12スロット	**	株式会社スカパー・エンターテイメント (代表取締役社長 古屋 金哉)
東映チャンネル (HDTV) 12スロット	**	東映衛星放送株式会社 (代表取締役社長 香月 純一)
ザ・シネマHD (HDTV) 12スロット	*	株式会社東北新社メディアサービス (代表取締役社長 木田 由紀夫)
エンタメ～テレHD☆シネドラ バラエティ (HDTV) 12スロット	【新規】	名古屋テレビネクスト株式会社 (代表取締役 小崎 千恵)
ナショナル ジオグラフィック (HDTV) 12スロット	**	株式会社ビーエスFOX (代表取締役 西川 高幹)

* : 返上するスロット数が12以上のHDTV番組

** : 返上するスロット数が12未満のHDTV番組

認定することが適当と認められた申請番組【SDTV1番組(1者)】

番組名等	申請者名
囲碁・将棋チャンネル (SDTV) 6スロット	株式会社囲碁将棋チャンネル (代表取締役社長 岡本 光正)

認定を拒否することが適当と認められた申請番組【HDTV2番組(2者)】

番組名等	申請者名
ジュエリー☆GSTV (HDTV) 12スロット	株式会社GSTV (代表取締役社長 今橋 徹)
KBS World (HDTV) 12スロット	株式会社シーエス・ワンテン (代表取締役社長 福田 泉)

認定を拒否することが適当と認められた申請番組【SDTV1番組(1者)】

番組名等	申請者名
V☆パラダイス (SDTV) 6スロット	株式会社ヒューマックスコミュニケーションズ (代表取締役社長 乙骨 義男)

(参考) 取り下げられた申請【SDTV2番組(2者)】

番組名等	申請者名
Mnet (SDTV) 6スロット	株式会社サテライト・サービス (代表取締役社長 清水 賢治)
エンタメ～テレ☆シネドラバラエティ (SDTV) 6スロット	名古屋テレビネクスト株式会社 (代表取締役 小崎 千恵)

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までに要する資金の額: 65,265千円 字幕放送、災害放送を行うために必要な初期費用について、番組制作費、技術費に計上されている。 また、HD化を行うために必要な初期費用については、既に設備を確保している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: 現金及び預金 ・確実性を証明する書類: 最近の決算期における貸借対照表、増資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 ・業務の維持確実性 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後5年目。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までに要する資金の額: 不要 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。また、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を確保している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: - 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、技術費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までに要する資金の額: 不要 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。また、既に字幕放送、HD化、災害放送に係る設備を確保している等の事情により、特段の初期費用は不要。 ・資金調達の方法: - 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。 また、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費に計上。 ・業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な初期費用については、番組制作費等に計上又は既に設備を確保している等のため不要となっている。</p> <p>2)いずれの申請番組も、資金調達の必要がない、又は資金調達の必要がある場合における資金の調達方法について、現金及び預金によることを明記し、その証拠書類も添付されている。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、より充実した放送(字幕放送、HD化、災害放送)を行うために必要な費用を技術費等に計上している。</p> <p>2)いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施している。</p> <p>3)申請番組に係る事業計画については、全て「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」となっている。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	3 放送番組の制作及び調達等	4 表現の自由の享有
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合35.3% 他社から調達する番組の割合64.7%) ・番組審議会の開催 放送開始後1年間の開催計画:2回以上。うち、本件申請に係る放送番組は2回以上審議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者への支配の基準を10%超とみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者が属し、衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者が属せず、申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が、東経110度CS放送で2を超えていない。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) ・番組審議会の開催 放送開始後1年間の開催計画:2回。うち、本件申請に係る放送番組は2回審議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者への支配の基準を10%超とみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者が属するが、申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が、BS放送で0.5(超高精細度テレビジョン放送を除く。)、BS放送で0.5(超高精細度テレビジョン放送に限る。)、東経110度CS放送で2を超えていない。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) ・番組審議会の開催 放送開始後1年間の開催計画:3回。うち、本件申請に係る放送番組は1回以上審議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者への支配の基準を10%超とみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送(BS放送)の業務を行う者が属し、かつ、申請者等が衛星基幹放送(BS放送)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が、0.5を超えている。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、放送番組を確実に制作できる放送時間と確実に調達できる放送時間の合計時間の総放送時間に占める割合が100%となっている。</p> <p>2)いずれの申請番組も、本件申請に係る放送番組の審議も含めた番組審議会の開催計画がある。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>より厳しくみなした表現の自由の享有基準に適合している2番組を優位と評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・申請番組の分野は、娯楽・趣味、ドラマ、映画となっている。 ・1か月の再放送率は36.6%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・申請番組の分野は、ドラマ、娯楽・趣味、ニュースとなっている。 ・1か月の再放送率は24.5%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・申請番組の分野は、娯楽・趣味、ドラマ、音楽となっている。 ・1か月の再放送率は55.2%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、衛星基幹放送における新たな分野の申請番組ではない。 2)1か月の再放送率が低い順に2番組を優位と判断した。 この結果、1)については申請番組間に差は無いと評価するとともに、2)については上位2番組を優位と評価した。</p>	<p>いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護
A番組		<p>・個人情報保護法及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインが定めている対応について、全て確実にを行うことが明確となっている実施要領等を既に整備している。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送する場合は、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
B番組		<p>・個人情報保護法及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインが定めている対応について、今後、実施要領等において全て行うことを明確化する。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。</p>
C番組		<p>・個人情報保護法及び放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインが定めている対応について、今後、実施要領等において全て行うことを明確化する。</p>	<p>・青少年保護措置を必要とする番組を放送する場合は、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。</p>
評価の考え方		<p>個人情報保護法及び「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」が定めている対応について、全て確実にを行うことが実施要領等において既に明確になっている1番組を優位と評価した。</p>	<p>いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しない、又は放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じており、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	9 字幕番組等の充実	10 放送番組の高画質性
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、94.2%である。 ・解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合は、99.5%である。 ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送の実績がある。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合は、100%である。 ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送の実績がある。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合は、100%である。 ・番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組において、高精細度テレビジョン放送の実績がある。
評価の考え方		<p>1) 字幕放送と解説放送の両方を実施する申請番組を優位と判断した。 2) 字幕放送と解説放送の両方を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い上位2番組を優位と判断した。 この結果、1)については2番組を優位と評価するとともに、2)については上位2番組を優位と評価した。</p>	<p>1) ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の割合が高い上位2番組を優位と判断した。 2) いずれの申請番組も、東経124/128度CS放送において高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)の実績がある。 この結果、1)については上位2番組を優位と評価するとともに、2)については申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	11 災害に関する放送の実施	12 設備の維持
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備及び地球局設備の運用、保守・管理業務並びに衛星放送送信業務について、他者へ業務を委託するため、業務委託契約を締結する計画がある。 ・委託先の業務実態を把握するなど業務を適切に実施するための保守・管理体制を有し、また委託先との間で障害発生等の緊急時における情報共有体制を有する。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備及び地球局設備の運用、保守・管理業務並びに衛星放送送信業務について、他者へ業務を委託するため、業務委託契約を締結する計画がある。 ・委託先の業務実態を把握するなど業務を適切に実施するための保守・管理体制を有し、また委託先との間で障害発生等の緊急時における情報共有体制を有する。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番組送出設備及び地球局設備の運用、保守・管理業務並びに衛星放送送信業務について、他者へ業務を委託するため、業務委託契約を締結する計画がある。 ・委託先の業務実態を把握するなど業務を適切に実施するための保守・管理体制を有し、また委託先との間で障害発生等の緊急時における情報共有体制を有する。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制を備えている。</p> <p>2)いずれの申請番組も、緊急地震速報を実施する体制を備えている。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1)いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画がある。</p> <p>2)いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握するなどの保守・管理体制、及び委託先との障害発生時等における情報共有体制を有している。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	13 提供条件の説明及び苦情等の処理	14 放送番組の視聴需要
A番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託契約を締結する計画等がある。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成27年度と平成28年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、3番組中3位である。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託契約を締結する計画等がある。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成27年度と平成28年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、3番組中2位である。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託契約を締結する計画等がある。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成27年度と平成28年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、3番組中1位である。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されている。</p> <p>2)いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有している。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>過去二年間(平成27年度、平成28年度)における東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位2番組を優位と評価した。</p>

審査の結果 比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目
A番組	<p>15 放送の能率的な普及</p> <p>・申請者の希望する業務開始の予定期日は、「新規認定の日から起算して6月を経過する日までの日のうち、別途通知する日」である。</p>
B番組	<p>・申請者の希望する業務開始の予定期日は、「新規認定の日から起算して6月を経過する日までの日のうち、別途通知する日」である。</p>
C番組	<p>・申請者の希望する業務開始の予定期日は、「新規認定の日から起算して6月を経過する日までの日のうち、別途通知する日」である。</p>
評価の考え方	<p>いずれの申請番組も、業務開始の予定期日は「新規認定の日から起算して6月を経過する日までの日のうち、別途通知する日」であり、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

関係法令（抜粋）

○放送法（抄）（昭和二十五年法律第百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

二 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、（1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（2）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

（1） イからハマまでに掲げる者

（2） （1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

- 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
 - 四 希望する放送対象地域
 - 五 基幹放送に関し希望する周波数
 - 六 業務開始の予定期日
 - 七 放送事項
 - 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。
- 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（抄）

（平成二十七年総務省令第二十六号）

（特定役員の定義）

第三条 法第二条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。

（特別の関係）

第四条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。

一 一の者が有する法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この号において同じ。）の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人又は団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係

二 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体（一般社団法人等に限る。以下この号において同じ。）の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

2 被支配法人等有する他の法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の数の当該他の法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合には、当該他の法人又は団体も、支配株主等の被支配法人等とみなして前項第一号の規定を適用する。

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第五条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 （略）

3 第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

（通則）

第八条 法第九十三条第一項第四号ただし書（法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超えないこと。

二 申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計（ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。）にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対象地域においても四を超えないこと。

- ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が四を超えないこと。
- 三 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、それらの放送系に係る放送対象地域がいずれも特定の一の市区町村の区域をその全部又は一部とするものであること。
- 四 申請者等にラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と当該ラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しないこと。
 - ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等にラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者又はラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。
- 五 申請者等に係る第二条第十七号に規定する一の者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送（全国放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有するものでないこと。ただし、当該重複する地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であって、当該一の者（当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。
- 六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。
 - ロ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。
- 七 申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。
 - ロ 申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものを除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。
- 八 申請者等が移動受信用地上基幹放送（全国放送に限る。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が十三を超えないこと。
- 九 申請者等が移動受信用地上基幹放送（広域放送又は県域放送に限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと。
 - ロ 当該移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二である場合にあっては、これらの放送対象地域が隣接すること。
- 十 申請者等に、次のいずれかに該当する者が属さないこと。
 - イ 地上基幹放送（テレビジョン放送及びラジオ放送を除く。）の業務を行う者

- ロ 移動受信用地上基幹放送（全国放送、広域放送及び県域放送を除く。）の業務を行う者
- ハ 日本放送協会又は放送大学学園

（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの）

- 第九条 法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。
- 一 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号ロ、第二号ロ、第三号、第四号ロ及び第七号イを除く。）のいずれにも適合すること。この場合において、同条第二号イ中「の数の合計（ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。）にロの放送系の数の合計を加えた数」とあるのは、「の数の合計」とする。
 - 二 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、第二号ロ、第三号及び第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。
 - イ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、次に掲げる数の合計が十二を超えないこと。
 - （１） 当該認定放送持株会社等がテレビジョン放送及びラジオ放送（全国放送、外国語放送及びコミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県の数
 - （２） 当該認定放送持株会社等がラジオ放送（全国放送及び外国語放送に限る。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数
 - （３） 当該認定放送持株会社等がラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の全部又は一部を含む市区町村の数
 - ロ 次のいずれにも該当すること。
 - （１） 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、二以上の放送系に係る地上基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。
 - （２） 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。
 - （３） 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。
 - 三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに適合する場合は、この限りでない。
 - イ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - （１） 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。
 - （２） 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。
 - ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。
 - ハ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。
 - 四 基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の特定役員で当該認定放送持株会社の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該認定放送持株会社の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超えないこと。

五 基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が当該認定放送持株会社の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねないこと。

○基幹放送普及計画（抄）

（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十号）

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア (略)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

ウ (略)

(2)～(4) (略)

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) (略)

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

また、デジタル技術の活用による高画質化及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3)・(4) (略)

3 (略)

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあつては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと（総合放送を行うも

のに限る。)

- (2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること(この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。)
- (3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
- (4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
- (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。
- (6)・(7) (略)

2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

1 総則

- (1)・(2) (略)
- (3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。

ア～エ (略)

オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)

- (ア) 協会又は学園の衛星基幹放送
- (イ) 高精細度テレビジョン放送
- (ウ) 超高精細度テレビジョン放送

カ (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)・(2) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア・イ (略)

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	18程度 (注1)(注2)(注3)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全国	43程度～65程度(注4)(注5)

(注1) 1の周波数を放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、21程度とする。

(注3) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5程度とする。

(注4) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注5) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度～62程度とする。

(4)・(5) (略)

○放送法関係審査基準

(平成二十三年六月二十九日総務省訓令第三十号)

放送法関係審査基準

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 地上基幹放送の業務の認定等(第3条・第4条)
- 第3章 衛星基幹放送の業務の認定等(第5条—第10条)
- 第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等(第10条の2—第10条の7)
- 第3章の3 経営基盤強化計画の認定等(第10条の8—第10条の11)
- 第4章 一般放送の業務の登録等(第11条—第14条)
- 第5章 受信障害区域における再放送(第15条・第16条)
- 第6章 認定放送持株会社の認定(第17条・第18条)
- 第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定(電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。)及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第116条の3第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項(法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

第2章 地上基幹放送の業務の認定等

第3条～第4条 (略)

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(趣旨)

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。
また、二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合は、別紙1の2の基準に合致すること。
- (2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足る経理的基礎があること。
衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基

礎が次に適合すること。

- ア 事業開始までの所要資金の調達見直し
事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。
 - イ 事業開始後の継続性
事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。
- (3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足る技術的能力は、次に適合するものであること。
- ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。
 - イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
- (4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。
- ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第122条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。
 - イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。
- (5) 法第93条第1項第4号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。
この場合において自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。
- ア 一の者の名義に係る議決権
 - イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権
 - ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権
- (6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
別紙2の基準に合致すること。
- (7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

(認定の基準の特例)

第6条の2 (略)

(優先順位)

第7条 衛星基幹放送の業務に関し第6条(1)から(7)までに適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。

- (1) 放送衛星業務用の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波(基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する右旋円偏波をいう。以下同じ。))の電波の周波数に限る。)
- (2) 放送衛星業務用の周波数(左旋円偏波(基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する左旋円偏波をいう。以下同じ。))の電波の周波数に限る。)
- (3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波の電波の周波数に限る。)

(4) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数（左旋円偏波の電波の周波数に限る。）

第8条～第10条（略）

第3章の2～第6章

第10条の2～第18条（略）

附則（略）

別紙1（第3条関係）（略）

別紙1の2（第6条関係）（略）

別紙2(第6条及び第10条の3関係)

第6条(6)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙2において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間(補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務(衛星基幹放送試験局を用いて行う衛星基幹放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。

- 16 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第159号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が試験放送の業務を行うものであるときは、1 から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
 - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
 - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。
- 19 (略)

別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。
 - (1) (略)
 - (2) 高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。
 - ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないことが指定事項に明確に記載されていること。
 - イ 一週間当たりの放送時間(当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであることが放送事項に明確に記載されていること。
 - (3) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務(高精細度テレビジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。)
 - (4)、(5) (略)
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。
 - (1) 広告放送の割合
一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (2) 青少年の保護
成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (3) 字幕番組の充実
字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。
※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。
ア 技術的に字幕を付与することができない番組(例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
イ 外国語の番組
ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組
エ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない番組
 - (4) 放送番組の高画質性
超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。
高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。
- 3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も

公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性

(2) 放送番組の制作及び調達等

放送番組の制作及び調達の体制並びに放送番組の適正を図るための措置がより充実したものであること。

(3) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法第2条第32号イの關係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第8条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第7号イの規定中「三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配關係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を同号イの關係に該当する」と読み替えるものとする。

(4) 放送番組の多様性

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(5) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(6) 個人情報保護

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第159号)を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

(7) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(8) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(9) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体制があること。

(10) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(11) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実したものであること。

(12) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

(13) 放送番組の視聴需要

放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること。

(14) 周波数の有効利用

次に掲げるトランスポンダ数の合計が0.25以上であること。

ア 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として衛星基幹放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務(高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。)を廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数。

イ 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として行っている衛星基幹放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の規定に基づく指定事項変更申請(トランスポンダ数を削減するものに限る。)に係るトランスポンダ数。

(15) 放送の能率的な普及

認定後、できるだけ早期の業務開始が予定された計画であり、遅くとも、当該認定の有効期間内に業務開始が予定されていること。

4・5 (略)

6 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下「東経110度C S放送」という。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 東経110度C S放送に係る衛星基幹放送の業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(3)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(2)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとし、かつ、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、東経110度C S放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とし、使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、次に掲げるトランスポンダ数の合計が0.25以上のものを優先するものとする。また、本号の審査により認定された申請と同時に東経110度C S放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

ア 申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者の東経110度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務(高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。)を当該認定の日から起算して6月を経過する日までに廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数

イ 申請者が申請と同時に当該申請について認定を受けることを停止条件として行っている当該申請者の東経110度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の規定に基づく指定事項変更申請(当該認定の日から起算して6月を経過する日までにトランスポンダ数を削減するものに限る。)に係るトランスポンダ数のうち削減されるものの数

(2) (1)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、東経110度C S放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とし、使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものを優先して、上記3の審査を行うものとする。また、(1)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経110度C S放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。なお、申請者が申請と同時に当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者の東経110度C S放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等により廃止等する予定の当該業務に係るトランスポンダ数を使用することにより、東経110度C S放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とし、使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定することができるものとする。

(3) (2)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準の

いずれにも適合する申請のうち、使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送を行う東経110度C S放送の衛星基幹放送の業務に係るものを優先して、上記3の審査を行うものとする。また、(2)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経110度C S放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

- (4) (3)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請について、次に掲げる順序により、上記3の審査を行うものとする。また、(3)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経110度C S放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていることによって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

ア 東経110度C S放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請であって、次のいずれにも該当すること。

(ア) 申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者の東経110度C S放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を当該認定の日から起算して6月を経過する日までに廃止する旨を届け出ていること。

(イ) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の申請であって、希望するトランスポンダ数が0.125であること。

(ウ) 申請に係る東経110度C S放送の既存の放送番組の衛星基幹放送の業務に係るトランスポンダ数が0.125未満であること(申請者が複数のテレビジョン放送に係る東経110度C S放送の衛星基幹放送の業務の認定を受けている場合にあっては、当該業務に係るトランスポンダ数の平均が0.125未満であること。)

イ ア以外のもの。

なお、アに該当する場合は、ア(ア)により廃止する予定の東経110度C S放送の放送番組の衛星基幹放送の業務に係るトランスポンダ数を使用して、ア(イ)の希望するトランスポンダ数を指定することができるものとする。

- (5) 上記2(4)及び3(9)の規定は、高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

- (6) 上記3(3)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(5)後段の規定を準用することとする。

- (7) 衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請(併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。)であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ているもの(放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号)第2号8を適用する場合を除く。)は、上記3(3)の基準に適合するものとみなすこととする。

- (8) 上記3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

- (9) 東経110度C S放送に係る衛星基幹放送の業務を行う申請に関する比較審査を行う場合については、上記3(14)の規定は適用しない。この場合においては、上記3の審査については、上記3((14)を除く。)に掲げる基準のほか、衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関する比較審査を行う場合に限り、当該申請に係る高精細度テレビジョン放送の業務に係るトランスポンダ数から次に掲げるトランスポンダ数の合計を引いたトランスポンダ数がより小さいものであることとする基準について審査を行うこととする。

ア 申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者の東経110度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務(高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。)を当該認定の日から起算して6月を経過する日までに廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数

イ 申請者が申請と同時に当該申請について認定を受けることを停止条件として行っている当該申請者の東経110度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の規定に基づく指定事項変更申請(当該認定の日から起算して6月を経過する日までにトランスポンダ数を

削減するものに限る。)に係るトランスポンダ数のうち削減されるものの数

(10) 上記3(15)の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日までの申請の上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日である申請と同程度とする。

(11) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(13)の基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3(1)から(15)までの各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

7 (略)

別紙4(第10条の4関係) (略)

(別添1～3 略)